

5月12日（水）から5月31日（月）までの 緊急事態宣言延長にかかる使用のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、令和3年4月25日（日）から、大阪府に緊急事態宣言が発出されておりますが、5月31日（月）まで延長されることが決定されました。

緊急事態宣言の延長を受け、大阪府からは引き続き、施設（貸館・貸会議室等）の原則休館が要請されておりますので、大阪市立阿倍野区民センターにつきましても、下記のとおり対応いたします。この期間に使用予定の方につきましては、個別にご連絡を差し上げます。

市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、6月1日（火）以降の取り扱いは改めてお知らせいたします。

【臨時休館延長：令和3年4月25日（日）～5月31日（月）】

① 社会生活の維持に必要なもの（各種国家試験・資格試験、業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会・会議・研修・学会等、憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会等）、全国大会等・イベントの無観客開催、オンライン開催は使用できます。

ただし、業種別ガイドラインの遵守を徹底したうえでの実施が前提です。

② 期間中、①の場合を除き、部屋の貸出業務は行いませんが、受付や抽選等業務は行います。

③ この期間に施設の利用予約をされていた方については、順次、阿倍野区民センターからご連絡させていただき、使用料は全額還付いたします。

・また、これまで同様、利用予約に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底が前提であり、申込みの際、感染拡大防止対策の実施にかかる誓約書（別紙参照）が必要です。

・なお、今後の状況により、上記によらず、急遽変更となり、すでに申し込んでいただいているご予約の取り消しをご依頼する場合等もございますのでご了承ください。（ホームページでお知らせします。）